

## **[事案 24-103] 契約内容変更取消請求等**

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

契約者本人の意思や状態を確認しないまま行われた終身保険の払済手続を無効として、高度障害保険金と遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 61 年 10 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 18 年 9 月に契約者兼被保険者の配偶者の代筆によって払済の終身保険に変更する手続（払済手続）が行われ、同時に定期保険特約等が消滅した。その後平成 22 年 4 月に契約者が死亡した。以下の理由により、払済手続は無効であるので、同手続の無効および定期保険特約等が有効に存続していることを前提に高度障害保険金および遅延損害金を支払ってほしい。あるいは、払済手続の有効無効にかかわらず、同手続以前に高度障害状態に該当していたので、高度障害保険金および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 払済手続時、既に契約者は言語障害などが進行しており、契約者の配偶者は、募集人に対して高度障害状態への該当性について問い合わせたにもかかわらず回答しなかった。
- (2) 保険会社は、契約者本人の意思や状態を確認しないまま、配偶者の代筆による払済手続の請求を受理している。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 払済手続に際しては、契約者の配偶者からの連絡を受け、契約者印を押印された書面の提示を受けており、契約者の意思に沿ったものと考えられる。
- (2) 高度障害保険金の支払いについては、支払査定に必要な事実確認の同意が得られておらず、支払可否を判断することができないし、支払事由は約款に明記したとおりであるから、約款を離れた解釈はできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、契約者の配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、以下の内容と判断する。

- (1) 契約者は払済手続時、認知症で意思能力がなかったので、払済手続を承諾する能力も契約者の配偶者に代理権を授与する能力もなく、払済手続は無効であるので、終身保険は払済保険に変更されておらず、定期保険特約等も有効に存続している。以上を前提に、契約者は払済手続以後ある時点で高度障害状態になったので、高度障害保険金および遅延損害金の支払いを求める。
- (2) 払済手続は、契約者の配偶者が契約者に無断で行ったもので、無権代理であるから無効であるので、終身保険は払済保険に変更されておらず、定期保険特約等も有効に存続している。以上を前提に、契約者は払済手続以後ある時点で高度障害状態になったので、

高度障害保険金および遅延損害金の支払いを請求する。

- (3) 本契約の約款の高度障害保険金支払事由の条項は不明確であり、契約者の配偶者は払済手続前に、契約者の高度障害状態の該当性について募集人に何度も尋ねたのに保険会社は適切な対応をしなかった。契約者の配偶者が契約者の高度障害状態の該当性等について十分理解しないままに行った払済手続は錯誤（民法 95 条）により無効であるので、終身保険は払済保険に変更されておらず、定期保険特約等も有効に存続している。以上を前提に、契約者は払済手続以後ある時点で高度障害状態になったので、高度障害保険金および遅延損害金の支払いを請求する。
  - (4) そもそも、契約者は払済手続前にすでに高度障害状態であったので、高度障害保険金と遅延損害金の支払いを請求する。
2. 上記 1. 記載のとおり、本件は論点が多岐にわたり、そのいずれについても事実関係の対立が顕著であり、慎重な事実認定が必要とされる。当審査会では、可能な限りの調査・検討を行ったが、払済手続時の契約者の意思能力の有無、払済手続時点で契約者の配偶者に代理権があったか否か、払済手続以前もしくは以後に契約者が高度障害状態に該当していたか否か等について認定することができないので、本件は訴訟手続において行われるべきである。